

平成十八年六月二十二日受領
答弁第三五八号

内閣衆質一六四第三五八号

平成十八年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムによる「最適化計画」等に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムによる「最適化計画」等に関する質問に対する答弁書

1の(1)及び(2)について

各府省等ごとの計画名、計画内容を記載した文書名、文書の作成名義及び文書の作成年月日については、次のとおりであり(計画内容を記載した文書名については、計画名と異なる名称を有するもののみを述べる。)、公表されている場合においては、首相官邸ホームページ又は各府省等のホームページに掲載されている。

なお、各府省情報化統括責任者連絡会議(以下「連絡会議」という。)において決定した府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの最適化計画については、当該業務・システムの担当府省等の項において述べており、担当府省等が複数あるものについては、各担当府省等の項において述べている。

① 内閣法制局

内閣法制局情報ネットワーク(共通システム)最適化計画、内閣法制局情報化推進委員会、平成十八

年三月三十一日

② 人事院

(ア) 人事・給与等業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十六年二月二十七日、(イ) 研修・啓発業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、(ウ) 人事院ネットワーク(共通システム)最適化計画、人事院行政情報化推進委員会、平成十八年三月三十一日

③ 内閣府本府

(ア) 災害管理業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十七年十二月二十八日、(イ) 内閣府LAN(共通システム)に係る最適化計画、内閣府本府情報化推進委員会(以下「府委員会」という。)、平成十八年二月二十八日、(ウ) 経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画、府委員会、平成十八年二月二十八日

④ 宮内庁

宮内庁情報ネットワーク(共通システム)最適化計画、宮内庁行政情報化推進委員会、平成十八年一月六日

⑤ 公正取引委員会

公正取引委員会内ネットワーク（共通システム）最適化計画、公正取引委員会行政事務電子化推進委員会、平成十七年八月三十一日

⑥ 警察庁

（ア）警察庁情報ネットワーク（共通システム）最適化計画、警察庁、平成十七年十一月二十八日、
（イ）全国的情報処理センター用システムの業務・システム最適化計画、警察庁、平成十八年三月二十日、
（ウ）運転者管理等のシステムの業務・システム最適化計画、警察庁、平成十八年三月二十日、
（エ）指紋業務及び掌紋業務の業務・システムの最適化計画、警察庁、平成十七年十一月二十八日、
（オ）企画分析業務（警察）の業務・システム最適化計画、警察庁、平成十七年九月二十日

⑦ 防衛庁

（ア）防衛庁OAネットワーク（共通システム）最適化計画、防衛庁行政情報化推進委員会（以下「防委員会」という。）、平成十八年一月十八日、
（イ）統合気象システムの業務・システム最適化計画、防委員会、平成十八年三月三十一日、
（ウ）航空自衛隊補給システム及び航空自衛隊データ処理近代化システムの業務・システム最適化計画、防委員会、平成十八年三月三十一日、
（エ）6陸幕補給

システムの業務・システム最適化計画、防委員会、平成十八年三月三十一日、（才）特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画、防委員会、平成十七年十一月三十日

⑧ 金融庁

（ア）金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画、金融庁行政情報化推進委員会（以下「金委員会」という。）、平成十八年三月二十八日、（イ）金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画、金委員会、平成十八年三月二十八日、（ウ）疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画、金委員会、平成十八年三月二十八日、（エ）有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画、金委員会、平成十八年三月二十八日

⑨ 総務省

（ア）人事・給与等業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十六年二月二十七日、（イ）研修・啓発業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、（ウ）統計調査等業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、（エ）行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十七年八月二十四日、（オ）霞が

関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画、連絡会議、平成十七年三月三十一日、
（カ）総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画、総務省行政情報化推進委員会（以下「総務委員会」という。）、平成十七年六月二十九日、（キ）苦情・相談対応業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、（ク）地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、（ケ）恩給業務の業務・システム最適化計画、総務委員会、平成十七年六月二十九日、（コ）電波監理業務の業務・システム最適化計画、総務委員会、平成十七年六月二十九日、（サ）電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画、総務委員会、平成十八年三月二十七日

⑩ 法務省

（ア）法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画、法務省情報化統括責任者（以下「法責任者」という。）、平成十七年四月六日、（イ）出入国管理業務の業務・システム最適化計画、法責任者、平成十八年三月三十一日、（ウ）登記情報システム業務・システム最適化計画、法責任者、平成十六年十一月十九日、（エ）地図管理業務の業務・システム最適化計画、法責任者、平成十七年十月二十

日、(オ) 検察業務の業務・システム最適化計画、法責任者、平成十八年三月三十一日、(カ) 矯正施設被收容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理業務・システム最適化計画、法責任者、平成十八年三月三十一日、(キ) 更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画、法責任者、平成十八年三月三十一日

⑪ 外務省

(ア) 外務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画、外務省情報化推進委員会(以下「外委員会」という。)、平成十八年三月三十日、(イ) 通信機能強化システムの業務・システム最適化計画、外委員会、平成十八年三月三十日、(ウ) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画、外委員会、平成十八年三月三十日、(エ) 在外経理システムの業務・システム最適化計画、外委員会、平成十八年三月三十日、(オ) 領事業務の業務・システム最適化計画、外委員会、平成十八年三月三十日

⑫ 財務省

(ア) 人事・給与等業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十六年二月二十七日、(イ) 財務省

ネットワーク（共通システム）最適化計画、財務省行政情報化推進委員会（以下「財委員会」という。）、平成十八年二月六日、（ウ）共済業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十六年七月三十日、（エ）予算・決算業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、（オ）国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、（カ）輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十七年十二月二十八日、（キ）税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画、財委員会、平成十八年三月二十八日、（ク）財政融資資金関連業務の業務・システム最適化計画、財委員会、平成十八年三月二十八日、（ケ）共同利用電算機の業務・システム最適化計画、財委員会、平成十八年三月二十八日、（コ）国税関係業務の業務・システム最適化計画、財委員会、平成十八年三月二十八日

⑬ 文部科学省

（ア）文部科学省ネットワーク（共通システム）最適化計画、文部科学省行政情報化推進委員会（以下「文委員会」という。）、平成十八年三月二十七日、（イ）研究開発管理業務の業務・システム最適

化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、(ウ)本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画、文委員会、平成十八年三月二十七日

⑭ 厚生労働省

(ア) 厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画、厚生労働省行政情報化推進会議(以下「厚行会議」という。)、平成十七年五月二十七日、(イ)食品等輸入届出業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画、厚行会議、平成十八年三月二十九日、(ウ)検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画、厚行会議、平成十八年三月二十九日、(エ)監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画、厚生労働省情報政策会議(以下「厚情会議」という。)、平成十八年三月二十九日、(オ)労災保険給付業務の業務・システム最適化計画、厚情会議、平成十八年三月二十九日、(カ)労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画、厚情会議、平成十八年三月二十九日、(キ)職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画、厚情会議、平成十八年三月二十九日、(ク)社会保険業務の業務・システム最適化計画、厚情会議、平成十八年三月二十九日、(ケ)厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画、厚行会議、平成十八

年二月二十日、(コ) 原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画、厚行会議、平成十八年二月二十日、(サ) 雇用均等業務の業務・システム最適化計画、厚行会議、平成十八年三月二十九日

⑮ 農林水産省

(ア) 農林水産省情報ネットワーク(共通システム) 最適化計画、農林水産省情報ネットワーク(共通システム) 最適化計画について、行政情報化推進委員会(以下「行委員会」という。)、平成十八年三月十七日、(イ) 動物検疫業務及び植物検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)に係る業務・システムの最適化計画、動物検疫業務及び植物検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)に係る業務・システムの最適化計画について、行委員会、平成十八年三月十七日、(ウ) 総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムの最適化計画、総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムの最適化計画について、行委員会、平成十七年四月十五日、(エ) 国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画、国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画について、行委員会、平成十七年四月十五日、(オ) 農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画、農林水

産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画について、行委員会、平成十八年三月十七日、(カ) 生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画、生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画について、行委員会、平成十八年三月十七日

⑩ 経済産業省

(ア) 経済産業省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画、電子経済産業省推進本部(以下「経本部」という。)、平成十八年三月七日、(イ) 貿易管理業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画、経本部、平成十七年三月三十一日、(ウ) 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十六年九月十五日、(エ) 国家試験業務の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、(オ) 特許庁業務・システム最適化計画、経本部、平成十六年十月五日、(カ) 「工業標準策定業務」業務・システムの最適化計画、「工業標準策定業務」業務・システムの最適化計画書、経本部、平成十八年二月二十一日

⑰ 国土交通省

(ア) 国土交通省ネットワーク(共通システム)最適化計画、国土交通省情報化政策委員会(以下「国委員会」という。)、平成十八年三月三十一日、(イ) 港湾手続関係業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)に係る業務・システムの最適化計画、国委員会、平成十八年三月三十一日、(ウ) 公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む)の業務・システム最適化計画、連絡会議、平成十八年三月三十一日、(エ) 自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)業務・システムの最適化計画、国委員会、平成十八年三月三十一日、(オ) 気象資料総合処理システム等の最適化計画、国委員会、平成十六年九月二十八日、(カ) 汎用電子計算機システム業務・システム最適化計画、国委員会、平成十六年十二月二十八日、(キ) 共用電子計算機システム(つくば地区旭庁舎)業務・システム最適化計画、国委員会、平成十六年十二月一日

⑱ 環境省

環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画、環境省環境情報管理委員会、平成十八年三月六日

1の(3)について

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）（平成十八年三月三十一日付け連絡会議決定）」において、各府省等内のローカルエリアネットワーク（以下「LAN」という。）については、複数設置する合理的な事由が存在する場合を除き、一府省等当たり一システムとすることとされているところ、各府省等の状況については、1の（1）及び（2）について述べた最適化計画のうち、各府省等の共通システムに係る最適化計画に記載されているとおりである。

1の（4）について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「当面の行政改革の推進方策について」（平成六年十二月二十五日閣議決定）の別紙「行政情報化推進基本計画」に基づき、行政の質の高度化、国民サービスの質的向上を目的とした各府省等の間における情報の円滑な流通、情報共有等を図るため、各府省等のLANを相互に接続する政府内専用ネットワークとして霞が関WANが整備されている。

また、ミレニアムプロジェクト（平成十一年十二月十九日内閣総理大臣決定）を契機に、各地方公共団体の庁内LANを相互に接続し、各地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることを目的とする行政専用のネットワークとして総合行政ネットワーク（以下「L

GWAN」という。）が整備されている。

霞が関WANとLGWANは、各府省等と地方公共団体との間における情報の伝達及び共有を円滑に行うため、「行政改革大綱」（平成十二年十二月一日閣議決定）に基づき、相互に接続されている。

1の（5）及び（6）について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、各府省等のコンピュータシステムのオペレーティングシステム、ソフトウェア及びデータベース仕様については、コンピュータシステムごとの状況に応じて共通化を図るものであるため、一概にお答えすることは困難である。

1の（7）について

「法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」は、個人情報の共有の在り方について定めるものではない。

2の（1）の①について

平成十七年七月二十日現在、「既に霞が関WAN・LGWANを利用しているシステム」は、総務省が所管している広域統計情報ネットワークシステム、外務省が所管している接続確認用旅券申請審査システ

ム、厚生労働省が所管している厚生労働行政総合情報システム、保健医療福祉GIS基本情報データベースシステム、緊急情報発信システム、人口動態調査オンライン報告システム、地域保健医療計画支援システム、特定疾患調査解析システム、食品保健総合情報処理システム、児童手当勘定業務関連システム、PulseNet Japan、社会福祉法人現況報告書システム、援護システム及び福祉行政報告例オンラインシステム、経済産業省が所管している新世代統計システム及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が所管しているPRTTR電子届出等システムである。

2の(1)の②について

平成十七年七月二十日現在、「霞が関WAN・LGWANの利用を予定しているシステム」は、総務省が所管している投・開票速報オンラインシステム、外務省が所管している関係府省庁技術協力、厚生労働省が所管している結核・感染症発生動向調査システム及び感染症検査情報オンラインシステムである。

2の(1)の③について

平成十七年七月二十日現在、「課題が解決すれば霞が関WAN・LGWANの利用が可能としているシステム」は、総務省が所管している消防庁防災情報システム、広域応援支援システム及び火災報告等オン

ライン処理システム、厚生労働省が所管している薬事監視情報交換システム、介護保険事業状況報告システム、毒物劇物営業者登録等システム、医療機関行政情報システム、高齢者保健福祉計画行政情報システム、国民年金被保険者情報提供システム及び在宅医療等推進支援事業に係るネットワーク及び環境省が所管している環境行政広域技術情報システム（WASTE）であり、「課題」とは、LGWANで利用できないプロトコルを使用していること、対象とする機関がLGWANに未接続であること、セキュリティレベルに差があること、又はシステム改修に多額の費用がかかることである。

2の(2)の①について

住民基本台帳ネットワークシステムについては、本人確認情報の保護の観点から、専用回線を使用する必要があると考えている。

2の(2)の②について

住民基本台帳ネットワークシステムに関し、霞が関WAN又はLGWANを利用することについては、検討していない。

3の(1)の①について

御指摘のとおりである。

3の(1)の②について

事前旅客情報システム(以下「APIS」という。)は、警察庁、法務省及び財務省の三省庁により共同で運用されている。

3の(1)の③について

APISにおいては、我が国の空港に乗り入れている航空会社であつて任意の協力を表明したものが運航する国際航空路線の航空機に搭乗する乗員及び乗客に関する情報等の提供を受けている。

3の(1)の④について

乗客に関する情報としては、氏名、生年月日、性別、国籍並びに旅券の番号及び有効期限の提供を受けている。

3の(1)の⑤及び⑥について

航空会社が提供する情報は、国際航空情報通信機構が整備した回線を経由して、警察庁、法務省及び財務省が共同で運用するAPISセンターに送信され、さらに同センターから三省庁それぞれに転送されている。

る。

3の(1)の⑦について

お尋ねのデータベースは、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める上陸拒否事由に該当する者及び指名手配されている被疑者等の氏名等を電子的に記録したものであって、警察庁、法務省及び財務省がそれぞれ構築している。

3の(1)の⑧及び⑨について

警察庁、法務省及び財務省が、それぞれ、その保有するデータベースとの照合を行っている。航空会社から提供のあった情報及び照合の結果については、必要に応じ、それぞれにおいてその利用目的を達成するために必要とする期間、それぞれが構築したデータベース上に保有している。

3の(1)の⑩について

A P I Sの運用や管理に関する定めとしては、「APIセンター運用管理要綱」（以下「要綱」という。）、「APIセンター運用管理規程」（以下「規程」という。）及び「APIセンターセキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）があり、要綱については、法務省入国管理局長、財務省関税局

長、警察庁刑事局長及び警察庁情報通信局長により、規程及びポリシーについては、法務省入国管理局総務課長、財務省関税局監視課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官及び警察庁情報通信局情報管理課長により、いずれも平成十六年十二月十七日付けで定められた。

3の(2)について

出入国管理業務等を適切に行うためカメラが設置されているが、APISとの関連性はない。

3の(3)から(5)までについて

平成十八年三月三十一日付けで法務省情報化統括責任者が決定した「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「入管最適化計画」という。）において、「現在複数のシステムで分散管理されている外国人の入国・在留に関するデータを統合、また、関係行政機関などから提供される諸データを一元的に管理」する「インテリジェンスシステム」を導入する旨の記載がある。このインテリジェンスシステムについては、法務省において、出入国管理業務を適正に遂行するため運用するものである。APISとの関係及びインテリジェンスシステムの詳細については、今後検討することとしており、お答えする段階にはない。

3の(6)について

今後検討することとしており、お答えする段階にはない。

3の(7)について

「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」は、法務省におけるネットワーク回線の一元化等の情報ネットワークの基盤整備に係る計画であり、お尋ねの点について定めるものではない。

なお、入管最適化計画においては、バイオメトリクス情報の活用、IC旅券認証システム、生体情報システム、自動化ゲートシステムの導入、インテリジェンスシステムの導入、関係行政機関との連携等に関する記載がある。